

月刊自治労連デジタル

(ホームページ版)



オンラインで行われた自治労連第 44 回定期大会(8 月 28-29 日)

▼2022 年 9 月号 contents

- 「青年未来づくりプロジェクト」～九州編～
新たな挑戦を楽しみ、絆を深め繋がり活性化！！
- 「自治労連第 44 回定期大会」代議員発言
・「青プロ」中国ブロック
道のり全てが、私たち青年に与えられた学びの場（広島）
ほか 5 本

発行 日本自治体労働組合総連合

連絡先 03-5978-3580

<https://www.jichiroren.jp/>

No.049

2022.9.15

「青年未来づくりプロジェクト」～九州編～ 新たな挑戦を楽しみ、絆を深め、繋がり活性化！！

自治労連九州ブロック協議会

7 月 31 日に青プロ九州を開催

「青年未来づくりプロジェクト」～九州編～を 7 月 31 日、九州 8 県 12 か所を web で結んで開催し、各県から計 53 人が参加しました。



(佐賀)

九州ブロックの繋がりを活性化させることを目的に、各地イチオシの食べ物や品物を贈り合って紹介し、また様々な業種の職員から仕事のやりがい等を聞き経験や悩みを共有することで、就職した時の原点の気持ちに立ち返り、今後の活力や励みになるよう交流を行いました。

各地方組織が持ち時間 15 分の中で、地域の紹介動画を流し、事前に決まっている職種についての悩みや現状、課題等について自由に発表する形式とし、同じものを食し、悩みを相談し合うことで、九州ブロックの交流を深め、今後の活力につなげようと企画しました。

リアル開催を模索するもコロナ感染拡大により断念、そこからの再スタート

コロナで延期となった青プロ九州 2020 を踏襲する形で、青プロ九州 2022 をスタート。

「住民のため、自分のためのいい仕事って何だろう。」をメインテーマに、自らの思いや悩みを語り合い、地方間の情報交換、次世代育成を主目的として九州ブロックの繋がりを深めようと計画を練ってきました。

ブレ企画では下関市立大学の関野秀明教授をお招きし、「ここから始める組合活動・自治労連運動」と題して全 4 回のオンライン講座を開催し、民主的自治体労働者論への理解を深め、日本のおかれる現状について学習しました。またオンライン「だから」できることを模索し、興味のある分野で情報交換等を行う「部活動」、今後の可能性を検討するための「雑談」の LINE グループを開設し、様々な形で繋がりを持つ活動を行いました。

ブレ企画を行いながら、青プロ本番は現地でのリアル開催を前提に、希望をもって議論を続けていましたが、コロナ禍の終息が見えず断念することとなりました。

コロナ禍で組合活動を失速させないためにオンラインであっても、現地開催につながるができる企画、夢を持って仕事に就いた当時の気持ちに立ち返り「住民のため、自分

のためのいい仕事」を再確認する企画をオンラインで開催することで、新たな挑戦を通して九州ブロックが一体となり、絆を深めるために本企画を行うことを全員で確認し、「青年未来づくりプロジェクト」～九州編～を再スタートさせました。

青プロ九州での各組織の取り組み

- 【地方組織】：発表業種
- 【福岡市】：屋台指導
- 【福岡コロニー】：介護
- 【北九州】：生活保護
- 【大分】：生活保護、就労支援
- 【長崎】：医療
- 【宮崎】：企業局（ダム、発電）
- 【佐賀】：保育
- 【熊本】：災害復
- 【与論】：観光・産業等離島ならではの話
- 【鹿児島】：国民宿舎
- 【沖縄】：道路

「青年未来づくりプロジェクト」～九州編～では各地方組織が、それぞれの自治体の紹介動画を作成し、おすすめスポットを紹介しました。またご当地おすすめの食べ物等を贈り合い、実際に各会場で味わいながら、感想を言い合っていました。



（各県のご当地おすすめの食べ物紹介！）



（鹿児島の美しい与論島）



（長崎市恐竜博物館）

また、各組織の発表時間にはそれぞれ職種ごとの職員から、リアルな現場の悩みや仕事の楽しみ、あるある話、コロナ禍ならではの苦労といった生の声を聞き様々な感想が寄せられました。



（インタビューをする宮崎の上妻さん:動画）

コロナ禍での医療や保育の現場での、これまで当たり前だったことが当たり前でなくなった日常や、熊本での震災とそこからの復興の姿と課題、そのほか理想と現実のギャップに苦しんだり、逆に感謝されることで救われたりすることなど、今まで知らなかった業種の話を聞くことができ、参加者が仕事に就いた当時の気持ちに立ち返る手助けになったのではないかと感じています。

震災直後の支援活動 ありがとうございました。



熊本県へ義援金届け
（熊本県中央執行委員長・当時）



甲佐町へ義援金届け
（甲佐町九プロ議長・当時）

（熊本震災直後の支援活動）

また、会議の場でしか知らない他組織の人のリアルな職場での姿や、プライベートが垣間見え新たな発見があるとともに、今まで知らなかった業種の仕組みや苦勞、悩みを知ることによって参加者同士をより身近な存在として感じることができました。「市民の役に立つ仕事ができることに、感謝や喜び、やりがいを感じ、それが自分のためになる」「コロナが落ち着いたらおすすめスポットに行ってみよう」「このオンライン開催をやったからこそ、次はリアルで会いたい、リアルでの活動を行いたい気持ちが強まった」といった感想が寄せられました。

青プロ本企画終了と今後の希望

青プロ本企画は終了し、9月に実行委員がオンラインにてこれまでの振り返りを行う予定です。

本企画を終えて、感染拡大で断念せざるを得なかった沖縄リアル開催を行いたいという気持ちを強めました。このコロナ禍で培ったオンラインの活用、今回深めた絆を生かして、より楽しく、実りのある沖縄リアル開催での企画を考えていきたいと思います。この青プロ企画を通して青年が集まることの意義、繋がりを持つことで発揮できるエネルギーの強さを実感しました。九州ブロック内の結束をこれからも深め、大きなエネルギーとして今後の組合活動に活かしていきたいと考えます。

本稿は、8 月 28・29 日に行われた自治労連第 44 回定期大会での代議員発言について、加筆・修正したものです。

「青プロ」中国ブロック 道のり全てが、私たち青年に与えられた学びの場

広島自治労連

議案に賛成の立場から、私が約 3 年に渡り実行委員を務めてきた、“自治労連 30 周年青年企画・青年未来づくりプロジェクト—通称・青プロ”について、中国ブロックでの取り組みを報告させていただきます。

『青プロ』は全国を 7 ブロックに分け、ブロックごとに集まった青年実行委員が一から企画をつくり、実際に行うというプロジェクトです。私は中国ブロックの青プロ実行委員の一人として、その活動に携わってきました。本来であれば 2020 年 6 月に、広島県呉市で 2 日間にわたり行われるはずだった中国ブロックの青プロは、新型コロナウイルスの影響を受け、2020 年 3 月、開催を目前にやむなく中止となってしまいました。

そんな『青プロ』が中国ブロックで再始動することとなったのは、青プロが本来開催されるはずだった日から、まる一年後の 2021 年 6 月のことでした。リアルで会ったこともない、新しい実行委員のメンバーと企画することとなった『新・青プロ』。そこで私たちがテーマと定めたのは『福祉』でした。広島県福山市・鞆の浦、そしてそこで重要な役割を担っている福祉施設『さくらホーム』——そこで行われている地域共生社会への取り組みが、

青プロのテーマである「民主的自治体労働者論」と通ずるところがあると考えたからです。

そんな待ちに待った青プロのプレ企画は、2022 年 5 月 29 日、各県会場や自宅を Zoom で繋ぐというリアル・Zoom 併用の形式で行われました。そこでは、実行委員が作った「老後すごろく」で参加者同士の交流を図ったり、「自分たちの住みやすい街は何か？」を考えるグループトークを行ったり、青プロ本番に向けて作った宣伝用の動画を流したり…そういった笑いあり、学びありの充実した会を 52 名の参加者と迎えることができました。

そんなプレ企画を終えてから青プロ本番までの一ヶ月もない期間は、プレ企画の反省を活かしつつ、本番の内容を固め、同時に宣伝活動にも力を入れなければならないという怒涛の日々でした。そんな苦しい期間を乗り越えた 6 月 26 日、青プロ本番を迎えた私たちを待っていたのは、プレ企画をはるかに超える 69 名の参加者でした。本番では、岡山県高梁市職労の岡崎加奈子さんの「民主的自治体労働者論」の講演を始め、「地域共生社会」をテーマに鞆の浦での取材やインタビューの様子をまとめた動画視聴、「ラウンジ」というオンラインツールを使ったクイズ、「いい仕事と

は何か」を考えるグループトーク、参加者全員で行う手話歌などが行われました。プレ企画での反省を活かしたことで、実行委員それぞれが確かな役割や見せ場を持ち、いい所を最大限に発揮することができる素晴らしい会となって、私たちの青プロは幕を閉じました。

ここまでの、中国ブロックの青プロのあらましです。

私が今日の発言を考えるにあたって、一番苦労したことは、青プロに向き合った3年という時間を、その何万分の一とも言えるほんの数分の発言時間にどうまとめればよいかということです。

実行委員みんなで大切に作り上げてきた青プロの良さや、本番当日に至るまでの様々な思いは、たった数分で到底伝えることができるものではありません。幸い、中国ブロックの青プロは、プレ企画も本番も動画として残されており、内容について詳しく知りたければ、いつでも見返すことができるので、それを見てもらった方が何よりもわかりやすいと思います。

また、私が今日ここで語ることのできなかったことについては、青プロと一緒に取り組んできた他の実行委員メンバーに聞いてもらえれば、それぞれがそれぞれの見方でいくらでも魅力を語ってくれると思います。こんな勝手を言うと他のメンバーから怒られるかもしれませんが、この青プロを経て、自然とそう言ってしまうぐらいに、私は一緒に過ごしてきた実行委員たちのことを信頼することができるようになったのだと思います。

さて、私たちの青プロは成功したと言われているますが、もし仮に、どこかのブロックがそっくりそのまま、まったく同じ内容の企画を行ったとしても、きっと同じような結果に

はならないと思います。私たちの青プロの成功は、そこに集まった個人のアイデアや才能を、ふんだんに活かした企画を行ったことにこそあると感じるからです。それは青プロのフィナーレを飾った手話歌の『ナンバーワンにならなくてもいい もともと特別なオンリーワン』というフレーズに、まさに表われていると思います。

中国ブロックは、決して恵まれた環境だったわけではありません。中国5県のうち、3県は県単位の青年部がなかったり、あっても休止状態であったりと、なんとも寂しい状況でした。そんな中、私たちの実行委員会はZoomを使って2週に一度、仕事終わりで疲れているはずの平日夜1時間半を使って、1年の間に約30回も行われました。それは、実行委員一人ひとりが、それぞれに仕事や家庭、様々なものを抱えながら、それでもひとつの目標に向かって一緒に進んできた、そういう日々の積み重ねであったと思います。そしてそれと同時に、疲れた日でも実行委員会に顔を出せば、いつもと変わらないメンバーが待っていてくれ、誰かが自然と心をほぐして笑顔にさせてくれるような、そういうとても大切な場でもあったと思います。

青プロは、そこに至るまでの道のり全てが、私たち青年に与えられた学びの場でした。そんな貴重な学びの機会が、役員かどうかを問わず、幅広く、これからも青年たちを信じて与え続けてもらえるのであれば、それは非常に有難いことだと思います。

私は、今や青年部の役員でもなければ、青プロの実行委員でもない、ただの一組合員です。明日からもまた昨日までと同じように仕事を続ける中で、辛くなったり苦しくなったりして、立ち止まることもあると思います。

けれど青プロを経た今の自分なら、たとえ遠く離れていても、同じように「誰かのため、自分のためにいい仕事がしたい」と一生懸命働いている仲間がいることを感じ、また前を向いて走っていけるような気がします。

明日へ向かうパワーをくれる、そんなステキな青プロと一緒に作り上げてくれた実行委員、また、無理だと思っていたその夢の実現を傍で支えてくれた多くの方たちに、今ここで改めて感謝の気持ちを述べて、私の報告を終えたいと思います。

本稿は、8月28・29日に行われた自治労連第44回定期大会での代議員発言について、加筆・修正したものです。

要求を語り、仕事を語り、憲法の大切さを語り合い、 要求と仕事を通じて憲法を守りいかすとりくみを

自治労連愛知県本部

いま、住民と私たちの共通の願いであり切実な課題は、コロナ対応とともに、少子高齢化社会のもとで医療・介護・福祉・保育・年金など社会保障の充実、地域経済を下支えする中小企業への支援、住民のいのちと暮らしを守る公務の充実です。

自治労連が展開してきたこの間の取り組みで、保健師など職員の人員増、労働時間管理の徹底やケア労働者の賃上げなど多くの前進を勝ち取ってきました。

前進の鍵はどこにあったのか。職場からの運動、地域での運動、そして国民的世論の高揚こそが鍵であったと私は考えます。

昨日、愛知の武藤代議員から発言のあった、「子どもたちにもう1人保育士を！」のとりくみは、「子どもたちの育ちを守りたい」「笑顔で働き続けたい」と願う、保育者と保護者・住民ら、思いを同じくする人たちがつながり、一致点を築き、運動することで、大きく世論を動かし始めています。このとりくみを教訓に、労働組合が主体的に共同と連帯の輪をつくり、社会保障・社会福祉の抜本的な拡充を！の世論をつくり出すことが必要です。長引くコロナ禍と物価高騰から労働者・国民の暮ら

しは疲弊しています。賃金の大幅引き上げとセットで、社会保障・社会福祉の向上・増進を求める要求闘争を大きく位置付け、取り組みを強めましょう。

7月に行われた参議院選挙で改憲を主張する政党の議席が改憲発議に必要な3分の2を超えました。

言うまでもなく現行憲法は、基本的人権の尊重・国民主権（民主主義）・平和主義の三つの基本原理が掲げられ、憲法前文の最後に「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う」と書かれています。憲法が実質的にいかされた社会を作るために努力することが求められています。憲法が時代に合わないから変えるべきだとの議論もありますが、参議院選挙後の世論調査では、物価高対策・経済政策、年金・医療・介護、子育て・少子化対策をすすめることが国民の多数の声です。憲法が時代に合わないのではなく、今の世の中を憲法に近づけることこそ、今、すべきことです。

公務員は入職する時に憲法を尊重し擁護することを宣誓します。公務員には、憲法違反

に対して抵抗し、憲法の理念と目的を達成するために努力する役割があるのではないのでしょうか。

豊橋市職労の憲法学習会で講師をされた水谷陽子弁護士が「自治体労働者は、人権を保障する仕事がきちんとできているのか、住民の人権保障のために政治が行われているのかとチェックする重要な役割がある」と話されました。私たちはこのことを、改めて胸に刻む必要があります。

とはいえ、いま家庭や職場で、憲法を語ることができているのでしょうか。憲法を意識しながら仕事ができているのでしょうか。ともすれば、憲法という言葉自体を政治的だと敬遠し、労働組合が憲法の大切さや、9条や25条の大切さを訴えれば訴えるほど、敬遠される状況があるのではないのでしょうか。

日々の仕事や生活すべての根底にあるのが憲法だと、一人ひとりが認識しながら、地に足の着いた議論と運動をしていくことが必要です。

この間、自治労連の青年未来づくりプロジェクトが「住民のため、自分のため、いい仕事とは何だろう」をテーマに、自治労連の根幹とも言える民主的自治体労働者論の学習と継承をめざして各ブロックで進められ、青年に公務の大切さへの確信が生まれています。10月には4年ぶりに自治研全国集会が行われます。労働組合として、職場で、私たちの働きがいと住民のためにどんな制度が必要か、どういう対応ができればいいか、どんな職場に変えることが必要か、語り合うことから始めることが大切です。

しかし、「住民のためにいい仕事がしたい」と思っても、人員不足で日々の業務に追われ、

語り合う余裕もないというのが、多くの職場の実態です。人員増は、賃上げと並ぶ、組合員の切実な要求です。私たちが、健康で、笑顔で、誇りを持って働き続けるために、人員増を求めることが、住民のいのちと人権を守る仕事を進め、憲法を生かすことに結びついています。

労働組合は、やっぱり要求がスタートです！まず、組合員の切実な要求を職場で語り合うことが大切です。そして、私たちの要求が、実は憲法に直接つながっている、という議論を職場で大いに進めることが、憲法を守ることにつながっていきます。要求を語り、仕事を語り、憲法の大切さを語り合い、要求と仕事を通じて憲法を守りいかす取り組みを発展させましょう。

愛知からもこの取り組みを職場から地域へすすめる決意を表明して発言とします。

本稿は、8 月 28・29 日に行われた自治労連第 44 回定期大会での代議員発言について、加筆・修正したものです。

吹田市における市民課業務委託計画撤回に至る 経過とその教訓について

大阪自治労連

大会方針に賛成の立場で、「公共を取り戻す運動」の先行例として、吹田市での市民課業務委託撤回運動について報告します。

吹田市は大阪北部に位置する人口 38 万の衛星都市です。太陽の塔とガンバのスタジアムがあるところといった方がわかりやすいでしょうか。

昨年 11 月に当局内部で「市民課業務委託計画を、2 月定例会に予算計上する」ことが政策決定され、労働組合はただちに、その内容を当局に説明させました。

労働組合は、計画撤回を申し入れる一方、大阪市や堺市、豊中市など、先行して市民課業務を委託している労働組合に実態を聞き取りました。その結果、待ち時間は長くなり、サービスも低下、委託費が増大し続けていることがわかりました。そこで、私たちは、組合の機関紙で当局の説明内容を公表し、問題点を指摘しました。しかし、当局は予算提案にむけて着々と準備をすすめ、計画はとまりません。こうなると、住民団体や専門家の力も借りて、市長に提案を撤回させるか、それとも議会での採決で否決に追い込むしかありません。

年が明け、1 月になり、労働組合から計画

を聞いた複数の住民団体が、計画撤回を当局に申し入れました。ところが、当局は「政策決定したものではないので回答できない」と文書で回答を拒否しました。この木で鼻をくくったような対応に住民団体の怒りに火をつけました。

次に当局は、市民課の職員に対して、「知るはずのない市民団体」に情報を漏洩したのであれば地公法上の守秘義務違反であるとの注意文書を配布して、職員を委縮させようしました。

市民に知らせずに計画をすすめる市の姿勢が明白になり、二宮厚美神戸大学名誉教授などの呼びかけで、「吹田の豊かな公共を取り戻す市民の会」が発足しました。

「市民の会」は、市民向けアピールも発表、研究者や専門家、吹田市の行政経験者のみなさんに賛同を呼びかけました。教育委員長や福祉審議会会長など、市の施策の策定に関わってこられた先生など 47 名から賛同が寄せられました。

さらに、大阪自治労連弁護団の弁護士 5 人が作成し、27 人の弁護士の賛同を得て吹田市と市議会に提出した意見書では、個人情報漏洩の可能性、偽装請負の危険性、住民サービ

ス低下、委託料増加などの問題点を指摘しました。

市民の会は、市長あてのハガキをつけたビラを市内各地に3万枚配布しました。委託費が増大している大阪市や堺市などの例を知らせるビラへの反響は想像以上のもので、400通を超えるハガキが返送されました。ビラを見た方から自分も配布したいとの申し出があったり、知り合いの議員さんに声をかけられたりと、地域での世論形成の役割を果たしました。

市民からは、「勝手に委託しないで」「民間に任せたくない」「個人情報を守って」などの声が寄せられ、95%の方が委託に「不安がある」とアンケートに回答を寄せられました。ハガキコメントには職員へのクレームは1枚もありませんでした。市民課業務への信頼の厚さを物語っており、このことは職場の仲間を大いに励ましました。ハガキを弁護士の意見書とともに市長と市議会に提出、市議会には慎重な審議を要請しました。

並行して、労働組合では市民課会計年度任用職員の雇用を守れと要求書を提出し、交渉を行い、「委託に伴う雇止めをしない」という回答を引き出しました。また、「労働組合が当局から説明を受けたことを公表するのは守秘義務違反にはあたらない。むしろ市は住民の知る権利に応えるべき」と注意文書への反論を行い、当局の妨害を阻止しました。

2月17日にはじまった議会中は、市役所前での市民宣伝で地域世論を高めました。市議会での各会派質問は、弁護士による意見書の内容が反映されたものになりました。

議会では、偽装請負などの可能性を否定できず、委託の効果も示さない、計画の詳細を明らかにしない市の拙速な提案に批判が高ま

りました。さらに、「自治体DXが始まるまでの3年間限定の委託に7億円」もかけること、人員削減もせず、コスト削減もできないことが明らかになると、「何のための委託か?」と、委託推進派も声をあげ、議会は紛糾しました。根拠も示さずに委託費の増大を否定する答弁に議員のみなさんは不信を募らせることになり、理事者側を追い詰めました。

注目を集めた、3月16日の予算常任委員会は、開会時間を過ぎて午後になっても始まらず、午後7時40分から始まりました。副市長が登壇し、市民課業務委託について予算案から削除したいと表明しました。この申し出により、市議会において全会一致で委託撤回が承認される運びとなりました。

撤回後の報告集会で、運動に関わった住民団体の方が、「労働組合の情報発信がなければ住民が立ち上がることはできず、委託を阻止することはできなかった」と述べられました。これは、自治体労働組合による発信に応えた住民運動、それから、法律家による問題点の指摘を受け止めた市議会の良識が見事に結合したことによる成果です。

計画の背景には、「自治体戦略2040構想」があります。2020年に中核市に移行したばかりの吹田市が自治体DXに前のめりになり、市民課業務委託という形であられました。また、先日の尼崎市の個人情報流出事件は、市民のみなさんの不安がまさに的中したものです。

このたたかいは保育園や学童保育、給食、図書館などで外部委託化がすすむもとで、あきらめがちな職場や地域を元気づけたことは間違いありません。

引き続き、職場の仲間の運動を基礎に奮闘する決意です。ともに頑張りましょう。

本稿は、8月28・29日に行われた自治労連第44回定期大会での代議員発言について、加筆・修正したものです。

婦人相談員の配置の促進と 会計年度任用職員の抜本的処遇改善

東京自治労連

政策・制度と予算人員闘争、会計年度任用職員の処遇改善に関わって発言し、討論に参加します。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が超党派の議員立法で2022年5月19日に成立し、2024(令和6)年4月1日施行の予定です。これは根拠法を、これまでの売春防止法から脱却して、新たな支援の枠組みを構築することを目的としています。今後国の「基本方針」が定められ、都道府県は基本計画を来年3月末までに策定し、その後市町村は基本計画の策定に務めるとされています。来年度の「子ども家庭庁」の設置やそこでの施策とも関わることが想定されます。制度政策課題を担う自治労連の役割と責任が求められる課題ではないでしょうか。

法第5条で「福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用」を定め、第6条で「緊密な連携」の相手の機関を挙げています。実施体制に関わって組織や職名を変更することとしており、今後組織や体制の再編・統合・新設など予算や人員確保に関わる課題となります。

また法では、国・地方公共団体の責務とし

て「困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる」とされていますが、自治体は「支援調整会議」を設置して「情報交換と支援内容の検討」を行う、施策は「民間団体との協働による支援」としていることから、自治体によっては民間団体に「丸投げ」するのではないかと危惧を感じます。この2つの点から早急に全国的な方針を確立する必要があると考えます。

こうした施策を担う婦人相談員の多くは非常勤です。お茶の水女子大名誉教授の戒能^{かいのうたみ}江さんは、児童福祉法改正で非常勤規定が削除されたものの、全国では8割が非常勤であると指摘しています。その理由は、売春防止法に基づく職であったことから「教養や学歴があり、社会的な信用のある女性がボランティア的に支援すればいい」という考えではないかといいます。このことは今年2月の非正規公共評全国交流集会で和光大学名誉教授竹信美恵子さんが指摘した、「非正規公務員の低い処遇の背景としての女性に対する性差別」や「ケア的公務の低処遇・人件費削減という女性カテゴリー」にも通ずるものです。

実態はどうでしょう。2021年9月16日付の厚生労働省「婦人保護事業の概要」によれば、2020年4月1日現在、婦人相談員は全国で1,533名が配置され、常勤率は14.4%です。戒能さんの指摘どおりです。東京は、全ての自治体に配置されています。正規・非正規の比率は、都では常勤13名(うち専従6)・非常勤20名(うち専従19)、区市では常勤119名(うち専従17)・非常勤80人(うち専従29)となっており、専従の相談員は非常勤で高いことがわかります。

区部では、専従でかつ会計年度のみで構成されている婦人相談員は4区(文京・中野・墨田・江東)あり、これは常勤化の運動の際、異動なしの非常勤勤務形態を選んだ区といわれています。うち任用上限があるのが墨田(4回)、江東(4回一部)の自治労連加盟単組の2区です。婦人相談員の仕事は、様々な困難や課題を抱える女性との相談であり、子どもや配偶者、父母など関係する人間も多いことから、問題に応じて橋渡しをする関連機関も多く、複合的な課題解決のため、伴走型ケースワークが求められ、利用する社会制度や資源も多様です。こうしたことから経験が重視され、経験を重ねることで仕事ができる専門職です。

任用上限や公募の強制はふさわしくありません。そのことは厚生労働省も認めています。令和元(2019)年6月14日付、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長名通達「婦人相談員の配置の促進について」では、「専門的知識、技術、経験を有している現に婦人相談員に任用されている者が、任期ごとに客観的な能力実証に基づき当該職に従事する十分な能力を持った者であると任命権者が判断する場合は、

再度任用することが可能」「募集に当たっては、任用の回数や年数が一定数に達していることのみを捉えて、一律に応募要件に制限を設けることは避けるべき」「引き続き、いわゆる『雇止め』の解消にご協力を」としています。こうした通知も活用し、任用上限の撤廃、公募の強要をなくす取り組みの突破口にしていこうではありませんか。

また処遇の面でも、今年度の「婦人相談員活動強化事業」(業務ではなく、活動というところは問題ですが)では、「経験年数に応じた加算」があります。経験10年以上の者(これは長期勤続を想定しているものです)は、研修修了者には月45,000円を支給する制度を新設しています。国の制度の活用を自治体に迫り、今いる婦人相談員の処遇改善につなげる取り組みにしていける必要があります。

これら課題では、東京でも公共一般各支部も全力を挙げる決意ですが、全国に組織と仲間を持つ自治労連の指導と援助が不可欠であり、そのことを強く求めて発言とします。ともに頑張りましょう。

本稿は、8 月 28・29 日に行われた自治労連第 44 回定期大会での代議員発言について、加筆・修正したものです。

「ケア労働者処遇改善」3T アクション」 組織化のとりくみと非正規課題について

高知自治労連

まず、先週の土日に開催されました第 54 回全国保育団体合同研究集会に 8000 人を超える方々に御参加いただき、コロナも暑さも右翼も吹き飛ばすほどの熱量の中、大成功で開催を無事終えましたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

私からは、ケア労働者処遇改善臨時特例事業・ほこイカ 3T アクション・組織化の取り組み非正規課題について議案を補強する立場で討論に参加します。

高知自治労連では、飛躍的な組織化を目指して、昨年の秋季年末から非正規課題と組織化を全県的に取り組む構えを確認し、21 人勸の賃金確定交渉や、ケア労働者処遇改善臨時特例事業の運動、最低生計費試算調査の取り組みを通じて、3 年目になる会計年度任用職員制度の矛盾や課題がさらに浮き彫りとなる中、一人ひとりの課題に寄り添い、学習につなげていくことが、労働組合運動の力量と仲間づくりのアクションへの高まりとなった教訓について報告します。

ケア労働者処遇改善臨時特例事業について、県下 32 市町村中 9 市町が、公立保育所の会計年度任用職員処遇改善の申請を行いました。特に高知県東部地域で一定進んだその背景に

は、人員の確保困難な現状にもかかわらず、正規採用を抑制し、非正規での対応を低い処遇のまま放置してきたことにありました。

一方高知県西部地域の申請は全く進まず、四十万十市当局などは、「人員確保に困っていない」と言っていたにもかかわらず、この 4 月から非正規保育士が民間園に流れるといった事態も発生し、7 月の人員交渉の際には、当局側から、10 月以降の交付金措置を、処遇改善に活用する方向で検討せざるをえないといった回答がありました。自治体保育の質の担保すら見通せず、いきあたりばったりの乱暴な任用に、雇用の調整弁だけでなく、労働者としての尊厳を傷つける言動や対応に、やりがい搾取もはなはだしいという憤りしかありません。

ほこイカ 3T アンケートでは、Web とアンケート用紙を併せて県本部に 300 人近い回答が寄せられました。それを受けて、現在、実態レポート作成に取り組んでいます。現場で誇りを持ってキャリアを積み上げてきた 10 年以上のベテラン会計年度任用職員の保育士は、「子育てに必死で採用試験をあきらめざるを得なかった。賃金は上がらないどころか、若い職員の育成も任されている。保護者対応や、

加配児への対応に自分達のフォローなくして保育は成り立たない」。まさに、ジェンダー差別により、両立支援をとりこぼされてしまった複数の仲間の誇りと怒りを原動力に、つながる、つづける・たちあがる 3T アクションを実践すべく、当事者が主体的に組織化を図っていく熱意が語られました。これまでの交渉内容を 1 人でも多くの仲間に伝えたいと、ニュースを作成し、当事者自らオルガナイザーとして、組合加入を働きかけ、対象者の過半数超えの加入を達成しています。

四万十町の診療所の組合員も、8 月 8 日の人勧を受けて、「自分たちが声を上げなかったら、常勤職員との平等待遇は絶対に勝ち取れない。この自治体で、どれだけの人が非正規職員としてこの地域を支えているのかも知る必要があるし、人勧制度についても当事者に知らせたい。これをチャンスにして、自分達の業務に誇りと自信を持ち、胸を張って働きつづけられる運動がしたい!!」との提案を受け、実態を知らせるチラシを作成・配布し、共に交渉する仲間作りに向けた取り組みをすすめていくことになりました。

佐川町でも保育や学校給食の現場ではほこйкаアンケートに取り組んだところ、「当事者の意識が変わってきた。自分たちの労働条件について現場で声を上げることもなかった人たちが、議論しはじめた」と働きかけを行った組合員からも寄せられました。

高知自治労連はこの秋からの賃金闘争に向けて、3 つの取り組みをすすめています。

①人勧だから「仕方がない」から、みんなの要求をかかげて、「あきらめない」たたかいをすすめていくために、要求書を作成・提出しました。特に、「一時金の引上げが、現在勤勉手当の支給がない会計年度任用職員にも波及

できるよう所要の措置（勤勉手当の支給又は期末手当の引上げで対応など）を講じること」と「月例給の改定実施時期については、任用形態の違いによらずすべての職員について 2022 年 4 月 1 日とし、会計年度任用職員をはじめ非常勤職員も常勤職員と同様、引上げ分の差額支給を行うこと」の 2 点については、単組と一体的にねばり強い交渉にとりくみます。

②ケア労働者処遇改善では 10 月からさらなる自治体、職種を広げる働きかけを行い、非正規が多数を占めるケア労働者から処遇改善の運動を進めていきます。

③自治労連が進めるほこйка 3T アクションの波をさらに発展させ、9/17(土)第 7 回自治体に働く非正規労働者の学習交流会の中で、ほこйка署名スタート集会と位置づけ、非正規労働者から、ひとりでは想像すらできないことでも、課題を掘り下げる学びから、共に理解したいという仲間を増やし、多数派になった組織の主体性が育まれていく好循環を学び、組織強化・拡大への展望を全県に波及させ、「生計費原則」を基盤に「処遇格差問題」「ジェンダー問題」などの社会的課題とリンクした自治労連のほこйка 3T アクションの運動のプロセスが、高知自治労連の運動にどのような展望を導き出しているのか、学習、対話、交流を行います。

春闘期にとりくんだ最低生計費試算調査の、「単身者の生計費 1 ヶ月に 25 万円が必要」との根拠も確信にし、自治体労働者 1 人 1 人の要求を束ねて、仕事のやりがい・誇りに見合った生活実感を持てる、この秋からの賃金確定闘争と、ほこйка 3T アクションを全国の仲間と連帯し、励まし合いながら社会的世論を形成し、ともに頑張っていきましょう。

本稿は、8 月 28・29 日に行われた自治労連第 44 回定期大会での代議員発言について、加筆・修正したものです。

保育所と学童保育で働く全職員に対し 「調整額(正規)」「加算額(会計年度)」支給へ

自治労連福島県本部

およそ 3 年前、コロナ感染拡大の前に保育所を訪問した際に、私と青年部時代に一緒に活動していた保育所長が、今まで見たこともないほどやつれた、疲れた表情をしていたことに大変驚きました。保育所の職員が育休や療休で人員不足となり、現場は「てんてこまい」という状態からのものでした。

組合では、非正規では確保できないのだから正規職員の採用・増員をと求めており、退職者より多い採用も実現していますが、忙しさは解消できていません。同時に、保育職場に対して人員配置できないなら、その仕事に見合った手当の支給をと、求め続けてきました。

昨年 12 月に行われた総務部長交渉では、この保育所への手当について部長から「今政府が、病院・保育・介護の職場で働く職員への対策を検討していると聞くので、その制度化に伴って検討したい」との回答がありました。私たちは、「制度化しても、会計年度任用職員だけを対象としているもので、とても正規職員への適用はない制度だろう」と思っていました。

ところが、年明けに自治労連本部から届い

た情報として、正規職員も対象であり、すぐに要求書の提出をと、県本部から要求書ひな型が届き、執行委員会の議論で調理員も対象として要求すべきだとの声も受け、提出を決定し、「保育所で働く保育士、調理員、用務員すべての職員を対象とすること」、「格付改定、調整額支給、初任給調整手当支給、保育手当支給、会計年度任用職員の格付上限撤廃などの方法で年度内に対応すること」「民間の職場にも早急に申請を促し手続きを進めること」を記載し、1 月 19 日に要求書を提出しました。

同時に、市職労ニュースで、保育士への手当がなぜ必要なのかということ、2 つの点から記載し、決して不当な要求ではないこと、保育の現場に適用すべきことを職場全体に周知しました。

その理由のひとつは、郡山市の職員構成は、管理職 9 %、課長補佐職 18 %、係長職 26 %、一般職 47 %となっている一方で、保育士は、管理職 0.5 %、課長補佐職 11 %、係長職 20 %、一般職 67 %となっており、圧倒的に昇格差別が存在していること。このため、一般と比較して賃金が上がらない仕組みができていることを記載しました。

2 つ目は、保育所では変則勤務などに対し

て、かつては4%の特殊勤務手当支給、その後変更して月1万円の定額支給があったものの、これも廃止され、本庁とは違い土日勤務し、早出・遅出のある変則勤務職場にもかかわらず、何の手だてもなくなったことや、開庁時間が保育需要に応じて拡大する一方で、家庭生活との両立が大変になっていることを紹介しました。

この結果、総務部長が、なぜか「組合からの要求があるので」と前置きして、保育所と学童保育で働く全ての職員に対して、2月分から正規職員には「調整額」として支給し、会計年度任用職員には「加算額」として支給するとの回答がありました。正規職員は月々の本給に加算され、超過勤務手当、休日給、期末手当、勤勉手当、退職手当等の計算の基礎になりました。このことから、3月に定年退職した職員には約40万円のプレゼントとなりました。

この結果は、長年職場の声を基礎に、職場の現状を伝え、要求し続けてきたことの成果だと思います。

保育所での大きな前進を基礎にして、今年の交渉では、長時間労働が続く職場改善、職員増員と会計年度任用職員の休暇制度の有給化、再任用職員の給料格付けの改善を是非勝ち取りたいと、いま取り組んでいます。

今年最大の課題である「定年延長」では、当局の職員一人ひとりの状況を見ない、国準拠の思いやりのない姿勢を、職場全体の世論で動かし、働きやすい職場づくりを実現したいと思います。

次に、原発事故問題です。今課題となっているのは、汚染水の海洋放出です。残念ながら

ら県、地元自治体が放出に向けての工事開始を了承しました。自治体問題研究所が開催している連続学習会で、講師から東電も国も地下水の把握が不十分なまま汚染水対策を検討し、「凍土壁」以外に流入防止対策を何も行わず、毎日140tもの汚染水が増加し続けること。その水を近づけないために、広域遮水壁建設などの提案がありました。これから40年以上も流し続ける計画に固執せず抜本的な対策を行い海洋放出以外の解決策を検討すべきです。この講演会の記録を1冊300円で販売していますので、5冊以上で申し込みください。

気候危機・脱炭素を理由とした「原発回帰」は、この10年、復旧・復興に取り組んできた全ての努力を否定するものであり、いまだ故郷に帰れない人々のいる福島からは許されないことです。原発ゼロの社会を一日も早く実現するため、全国の皆さんと取り組んでいきたいと思います。

引き続き、積極的に組合活動を展開することをお話しして、発言を終わります。